

1人の首切りも許さない

N関労東京 2005.12 No7

東日本NTT関連合同労働組合東京支部

東京都千代田区岩本町2-17-4 米澤ビル1階 労働運動センター
TEL (03)5820-2070 FAX (03)5820-2080
E-mail niro555@amber.plala.or.jp
http://www.n-kanrou.com

発行責任者: 奥山 信義 編集責任者: 田原 博

「退職・再雇用」制度を廃止する

今年も雇用選択を迫ってきた。会社の「50才定年」NTTを辞めるという攻撃に対して、多くの仲間が「NTT(全国配転)か、OS選択か」で悩んでいる。自ら「辞める」と何故言わなければならぬのか。賃下げ、雇用不安の中に身を委ねなければならぬのか。「50の春」を泣かせるな。

N関労は、仕事と生活不安の元凶となっている「50歳退職・再雇用制度」を廃止することを要求している。

今年で5年目、毎年多くの仲間が悩み深い選択を迫られ悩んでいます。

50歳といえば、働き盛りであると同時に子供の学費や家のローンなど出費の多い年代でもあります。人生の半ばを超えこれから生活設計を変えることや新しい仕事を覚えることにも困難な年代ともいえます。

この間、NTT東日本を選択した仲間は、Bフレットの訪問営業、法人営業、技術部など主に首都圏で働いています。東北、北海道からの単身赴任を強いられています。働き続けています。

1月下旬が雇用選択通知書の提出ですが、

今の職場・賃金・仕事、今までどおり働きたい

今年選択者のWさん は、次のように訴えています。

今の職場に今の賃金で今の仕事でいまままでおり働きたい。この当たり前の思いがNTT職場ではできないのか、なぜこんな職場になってしまったのか、憤りを感じます。30年以上も会社のために働いてきたのに50歳になったからと言って、今の職場に残りたいなら、賃金25%ダウン。こんな理不尽な会社はありません。

1人で悩まず、N関労に相談してください

また、厚生年金保険

業務委託拡大・業務見直しで I・P・BB分野へ配置替 東日本

NTT東日本グループにおける今後の人員政策について議論している。

そのなかでNTTは「大量退職期の到来による大幅な人員減が生じていく」として、社員と外部労働力の位置づけ役割を、表将来の労働形態と業務の対応イメージのよう示している。

そして現在、116業務の委託拡大、夜間受付体制の見直し、料金請求等に関する問合せ受付業務の運営体制の見直し、光1-3センター(仮称)の設置について議論中であり、この業務見直しで創出された人員を、現行業務



料は労使折半、厚生年金基金掛金もほぼ折半と、会社も負担しているが、賃下げで会社の負担は軽くなる一方、私たちがとっては年金支給額が減るといふことです。年金は本人が死亡するまで減額されてしまう。Mさんは「育児に金がかかり、生活は大変。この上、15%減されたらたまらない」といいます。N関労の旗のもと、

H17年度雇用形態・処遇体系の多様化スケジュール

12月	下旬	社員周知(都道府県会社等労働条件等説明)面談等実施
1月	下旬	雇用形態選択通知書の提出
2月	下旬	会社決定通知(辞職承認通知書交付)
3月	月上旬	内定通知書交付
	31日	退職
4月	1日	再雇用(採用通知書交付、誓約書受領)

賃金減額反対、退職再雇用制度反対の闘いに立ち上がりましょう!
NTT東日本は現在、NTT労組との間で「N

で充実必要分野やIP・BB事業分野等へ配置する。また、社員で実施する行美以外において労働力不足が生じた場合は、「将来の労働形態と業務の対応イメージ」を踏まえて対応する、と述べている。

将来の労働形態と業務の対応イメージ

種別	雇用契約	主な労働形態	業務(例)
長期蓄積能力活用型グループ	期間のない雇用契約	東日本社員(在籍出向社員を含む) 退職・再雇用社員 自社社員	事業第一線のプレイングマネージャー(営業・設備保守等のオペレーション業務を自己完結的に実施できる人材) 本社等企画業務 ・経営、設備、販売等戦略策定等 お客様サービス、設備運営等の各部門等業務運営方針の策定 設備業務(設備構築・設備保守・ネットワークオペレーション等) サービス開発、研究開発 営業業務 ・ソリューション営業、相互接続 等
高度専門能力活用型グループ	有期雇用契約	ハイパー契約社員 一般契約社員 常勤嘱託社員	専門業務(スキル・ノウハウが必要な業務) ・ソリューション(上位レイヤSE) ・サービス開発(マーケティング・企画) 等
雇用柔軟型グループ	有期雇用契約	60歳超え契約社員 一般契約社員 臨時雇	オペレーション業務 ・受付等(116、SOC、料金、113) ・バックヤード ・営業・設備保守 本社等企画業務支援 ・各種データの投入・集計・整理 ・各種文書作成 等
	人材派遣契約	人材派遣社員	

は踏んだり蹴ったり。許せない。現地「現職」など、舌の根も乾かないのにすでに反古にしようとしている。

一緒に悩み、考えます。お電話お待ちしております。お気軽にご相談下さい!!
(03) 5820-2070

人らしく健康で安心して働き続ける条件を奪う賃金見直し反対

多くの人が賃下げに。そして評価・評価の毎日がはじまる

安心のシステムであつた年齢賃金の廃止

扶養手当も基準外へ

(下表)に移行されます。一般一級ではSAとDでは4万円(今までの倍)となります。そして移行時の成果手当は06年12月の第一回評価では評価では一般一級では5240円も減っています。それに年2回の評価は競争に明け暮れ、たまたまではありません

配偶者のみでは600円の増が提案されていますが、ポーナ

スを考えて年収が75000円も減額になります。配偶者と扶養二人でトータルです。

新制度ではポーナの算定基礎額であつた基準内賃金が大幅に現になります。前年実績で20万円以上の年収が減額となります。

基準内賃金の大幅減

こうした成果主義賃金は、人間らしく生きる人生と切り離された形で、完全な労働力

「育児・介護休業法」を遵守し「企業の社会的責任」(CSR)を果たし、労働者の指導に従い、Hさんを品川ツインズに配置を

組織改革ステップによって、配転を余儀なくされたHさんは、難病認定を受けている妻の介護、家事、子育てができる条件の確保のため、「介護休業法」第26条を遵守し、品川ツインズに配置してほしいと要望し続けています。NTTは、「企業の社会的責任」を果たす、として職場と家庭を両立できる職

商品になつてしまします。商品になつてしまします。商品になつてしまします。

現行扶養手当(基準内賃金) 4.4ヵ月分 単位:円

配偶者	その他扶養	扶養手当	月例分年額	特別手当分年額	総計
なし	0	18,700	224,400	82,280	306,680
35歳未満	6,400	25,100	301,200	110,440	411,640
35歳以上41歳未満	7,400	26,100	313,200	114,840	428,040
41歳以上55歳未満	8,400	27,100	325,200	119,240	444,440
55歳以上	6,400	25,100	301,200	110,440	411,640

「見直し」扶養手当(基準外賃金) 4.4ヵ月分 単位:円

配偶者	その他扶養	扶養手当	月例分年額	特別手当分年額	総計
なし	0	19,300	231,600	0	231,600
1人	11,500	30,800	369,600	0	369,600
2人	18,000	37,300	447,600	0	447,600
3人	20,100	39,400	472,800	0	472,800
4人	21,100	40,400	484,800	0	484,800
5人	22,100	41,400	496,800	0	496,800

人間らしく生きる人生と切り離された形で完全な労働力商品に

も人間はそんなものとは違いますが、完全な商品にはなれないといつこと。人々が根本的な矛盾と直面するといつこと。こんな成果主義賃金の働かされ方をしている、20代の人

N関労東大会開催

職場の状況が赤裸々に報告され、配転をしてきたHさんの闘い、「無呼吸症候群」のVさんに片道3時間の遠距離通勤を強いる問題等、いわゆる「満了型」を選択した労働者の実態が、そして、1、1、6をはじめとするOS

こと、「成果業績」主義賃金制度廃止、評価に恣意的

評価や思想差別を持ち込むな、「育児・介護休業法」の遵守、年金改悪の承認申請の撤回などの要求書を提出しました。



新成果手当(初回評価06年12月予定)との比較 単位:円

新成果手当(評価)	一般資格					エキスパート資格		
	5級	4級	3級	2級	1級	3級	2級	1級
SA	62,600	65,300	66,800	76,900	85,800	94,600	102,500	112,200
A	54,600	57,300	58,800	67,900	75,800	82,600	89,500	98,200
B	46,600	49,300	50,800	58,900	65,800	70,600	76,500	84,200
C	38,600	41,300	42,800	49,900	55,800	58,600	63,500	70,200
D	30,600	33,300	34,800	40,900	45,800	46,600	50,500	56,200
比較	C評価による差額							
	20歳	27歳	34歳	39歳	50歳	50歳	50歳	50歳
手当との	+2,140	-370	-5,260	-5,540	-5,240	-4,760	-4,500	-3,440

「企業年金改悪の「同意書」を撤回しましょう

年金事務局 TEL (0120) 55-8361

年金事務局に「同意を取り消したい」と電話で申出て下さい。事務局は、撤回のための書類を送付してきますから、必要事項を記入の上返送すると、「同意書」が返送されます。

厚労省に承認しないよう要請しましょう

厚労省に、承認しないよう要請していきましょう。要請先は下記のとおりです。

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
厚生労働省 厚生労働大臣 殿

要請内容は、生活実態、「同意書」が管理者の脅し、いじめのなかで書かれた実態、職場から見たNTTの経営状態を記しながら「減額承認をしないよう」要請しましょう。